

FISCO CIRCUIT TRIAL 2023-2024 WINTER SERIES 規則書

1. 公示

本競技会は国際自動車連盟（FIA）の FIA 国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則、細則および本競技会特別規則に従って、地方競技およびクローズド競技として開催される。なお上記共通規則には、本競技会特別規則（以下「本特別規則」という）が優先する。

2. 大会名称

FISCO CIRCUIT TRIAL 2023-2024 WINTER SERIES

3. 競技種目および部門

競技種目：サーキットトライアル

- 部 門：1) JAF 公認部門（地方競技）
2) クローズド部門（JAF 届出：クローズド競技）

4. オーガナイザー

富士スピードウェイ株式会社 代表：酒井 良
〒410-1307 静岡県駿東郡小山町中日向 694

FISCO クラブ (FISCO-C) 会長：田中 有光
〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-3-18
※主管：富士スピードウェイ株式会社

5. 開催日、参加受付期間および開催場所

開催日	参加受付期間
第 1 戰 12 月 23 日 (土)	11 月 23 日 (木) ~ 12 月 7 日 (木)
第 2 戰 3 月 10 日 (日)	2 月 8 日 (木) ~ 2 月 22 日 (木)

開催場所：富士スピードウェイ レーシングコース 右回り 1 周 4,563m

※詳細のタイムスケジュールは公式通知にて示す。

6. 問い合わせ先

富士スピードウェイ サーキットトライアル事務局（以下「事務局」という）
〒410-1307 静岡県駿東郡小山町中日向 694 TEL 0550-78-2340

7. 参加申込

インターネット申込みに限る

富士スピードウェイ HP から、画面の手順に従って申し込むこと。すべての入力が完了した時点で参加申し込み完了と取り扱う。【URL】https://www.ms-event.net/fswweb/user/?a=race.race_entry_list

8. 参加申込に関する諸注意

- 1) 1人のドライバーは1参加車両で1部門、1クラスのみ参加できる。また1参加車両について重複エントリーは認められない。
- 2) 参加ドライバーネームは **2023 年度有効な国内競技運転者許可証 A または B** に記載された氏名のみ使用できる。
クローズド部門参加者は FISCO ライセンスに記載された氏名のみ使用できる。
- 3) 参加車両名は、当該車両のメーカーが定める車名を含め 15 文字以内にしなくてはならない。
例 ○○○スープラ、×××R35 GT-R、△△△GR ヤリス等
オーガナイザーが発行する公式プログラム、公式発表書類、場内放送などはこの参加車両名で行われ、何人もこれと異なる参加車両名の使用を要請することは出来ない。
- 4) 募集台数は各走行区分 40 台までとする。
- 5) 参加料の返金は大会開催日の 7 日前までに参加キャンセルを大会事務局まで届け出た場合に限る。なお参加料の返金は銀行振込とし、参加料からその返還に要する費用を差し引いた額が事務局より返還される。

9. 参加申込受理、参加拒否

1) 参加拒否

オーガナイザーは参加申込者に対して、理由を示すことなく参加拒否する権限を有する。

2) 通知

事務局は、参加申込完了した各申込者に対し、正式受理または参加拒否の旨を通知する。

正式受理後の参加取消しは参加料を返還しない。また、参加拒否された申込者に対しては、参加料からその返還に要する費用を差し引いた額が事務局より返還される。

10. ドライバー変更、参加車両変更、参加申込事項の変更

- 1) 参加申込完了後にドライバー変更を行う場合は、手数料 10,500 円（税込）を添えて事務局に申請し、そのうえで競技会審査委員会の承認を得なければならない。
- 2) 参加申込完了後の車両変更は参加予定車両が故障や破損等のやむを得ない事情がある場合に限られ認められる。その場合は登録事項変更届けを開催日当日の参加受付時間終了までに事務局に提出し、競技会審査委員会の承認を得なければならない。

11. 参加料（消費税等含む）

各クラスとも 1 台 1 名につき ¥23,500

12. 参加資格

- 1) JAF 公認部門（地方競技）
普通自動車運転免許、2023 年度有効な国内競技運転者許可証 A または B および FISCO ライセンス（レーシングコース）の所持者。（同部門に限り FISCO ライセンスは暫定ライセンスも可）
- 2) クローズド部門
FISCO クラブ会員または FISCO クラブ準会員で普通自動車運転免許、FISCO ライセンス（レーシングコース）の所持者。（FISCO ライセンス所持者は FISCO クラブ準会員と取扱う）
- 3) 20 歳未満のドライバー
親権者の競技会参加承諾を必要とし参加申込書にその署名捺印がなければならない。

13. 参加車両

本競技会に参加できる車両は、JAF 国内競技車両規則第 3 編スピード車両規定第 1 章第 1 条競技車両のスピード B 車両とし、第 7 章スピード B 車両規定および本特別規則（以下「車両規定」と称する）に合致したものでなければならない。車両規定に記載されていない事項については、一切の変更および改造は許されない。改造および付加物の取り付けなどにより、技術委員長が安全でないと判断した場合、その指示に従わなければならない。また、車両規定の解釈に対する疑義は技術委員長の決定をもって最終とし、次の各項に従つたものでなければならない。

- 1) 保安基準に適合し、有効な自動車検査証を有する乗用車（1BOX、SUV を除く）。
- 2) 車両のクラス区分は、JAF 公認部門、クローズド部門とも下表の通りとする。

なお過給機付きのエンジンはもとの排気量の 1.7 倍の排気量クラスとみなし、ロータリーエンジンはもとの排気量の 1.0 倍のクラスとみなす。また下表の車両性能調整車両欄記載の車両は、実際の気筒容積にかかわらず記載されたクラス区分を適用する。オーガナイザーは、シーズン途中であっても車両性能調整車両を変更・追加することができ、その場合、本特別規則の改定またはブルテンを発行する。

クラス区分	気筒容積（換算後）	主な車両【車両性能調整車両】
NS-1L	1,500cc までの B 車両で 下記 13.9) L クラス追加車両規定に合致した車両	Yaris、Vitz、【ND ロードスター】
NS-1	1,500cc までの B 車両	
NS-2	1,501cc 以上～1,600cc までの B 車両	ロードスター（NA、NB、NC）、AE86
NS-3L	1,601cc 以上～2,000cc までの B 車両で 下記 13.9) L クラス追加車両規定に合致した車両	86／BRZ、S2000、RX-8 【スイフトスポーツ（Z C 3 3 S）】
NS-3	1,601cc 以上～2,000cc までの B 車両	

NS-4L	2,001cc 以上～3,500ccまでのB車両で 下記 13.9) Lクラス追加車両規定に合致した車両	インプレッサ、ランサー、RX-7(FD3S) GR ヤリス、GR86
NS-4	2,001cc 以上～3,500ccまでのB車両	
NS-5	3,501cc 以上のB車両	R35 GT-R、ポルシェ 911、Supra

3) 4点式以上のシートベルトを装備していなければならない。シートベルトはワンタッチ式フルハーネスタイルとし、(Yタイプは禁止) 取り付けは法令に基づく構造等変更検査に合格したものと除き次の条件に従うこと。

- ① 取り付けは既設の3点式シートベルトを変更することなく、既設のシートベルト取り付け位置に着脱できる構造の4点式以上のシートベルトを装着すること。
- ② 4点式以上のシートベルトは競技走行中のみ使用できる。

詳細は JAF 国内競技規則書 [ラリーおよびスピード競技における安全ベルトに関する指導要綱] に従うこと。

4) 車両前後に牽引フックを装備しなければならない。(既設の車両固定用フックで牽引可能な場合は牽引フック不要)

5) ガラス製ライトは、ビニールテープ類で飛散防止対策を行うこと。

6) バッテリーの+端子は短絡を避けるため絶縁をしなければならない。

7) 完全なオープン車体構造の車両およびコンバティブル車体構造(Tバールーフ、タルガトップ、キャンバストップ等開閉または着脱可能な屋根を有するものでサンルーフを除く)の車両は4点式以上のロールバーを装着しなければならず、競技中は、幌、ハードトップ等を装着しなければならない。

8) 軽自動車は、4点式以上のロールバー取付けを義務付ける。

9) Lクラス追加車両規定(NS-1L、NS-3L、NS-4L)

1. 一般改造規定

本規定に定められていない項目は、すべて当初のままで修正加工・交換・追加・変更・調整等の改造は認められない。さらに本規定に定められていない性能向上を目的とする部品の装着は、その効果の有無を問わず一切許されない。なお交換・変更が許されている部品を装着する場合は、一切の加工をすることなくボルトオンで取り付けられるものでなければならない。

2. エンジン

2-1 点火プラグの変更が許される。

2-2 エアクリーナー

フィルターカートリッジに限り交換が許される。但し、取り外しは許されない。

2-3 マフラー

保安基準に適合した一般市販品への交換が許される。なお触媒の交換は許されない。

2-4 ラジエターキャップの交換が許される。

2-5 エンジンコントロールユニット

スピードリミッター解除が許されるが、エンジン性能に影響があつてはならない。

3. 制動装置

3-1 ブレーキパッドの変更が許される。

3-2 純正品と同一形状かつ同一サイズに限りブレーキローターの変更が許される。

4. サスペンション

4-1 スプリング

変更することが出来る。但し下記に従うこと。

①数は変更しないこと。(ヘルペースプリングの使用が許される)

②ばねに損傷があり、左右のばねのたわみに著しい不同が無いこと。

③溶接、肉盛または加熱加工を行わないこと。

④ばねの端部がブラケットから離脱しない(遊びが無い)こと。

⑤切断等によりばねの一部または全部を除去しないこと。

⑥ばねの機能を損なうおそれのある締結具を有さないこと。

⑦ばねの取り付け方法はその機能を損なう恐れのこと。

4-2 ショックアブソーバー

変更することが出来る。但し下記に従うこと。

- ①作動原理および車体への取付け位置は変更しないこと。
- ②形状、減衰力を変更することが出来る。
- ③車高調整機構（ねじ式、C リング等）を有するものに変更すること、またスプリングの受け皿を変更することが出来る。
- ④ブッシュは材質および形状を変更することが出来る。

4-2 スタビライザー

装着およびコントロールリンク、ブッシュ、ブラケットを含む変更が出来る。但し下記に従うこと。

- ①取り外すことはできない。
- ②取り付けはボルトオンによるものとし、車室内から調整が出来るものであってはならない。

5. 車体内部

5-1 座席

保安基準に適合したパケットシート及びシートレールへの変更が許される。

5-2 補助メーター（計測器）の追加が許される。

乗員の保護等の安全性を十分に考慮した取り付け位置・方法であること。

6. 補強・その他

6-1 ストラットタワーバー・パフォーマンスダンパーの取り付けが許される。

6-2 一般的な消耗品（オイルフィルター・ワイパープレード等）は同等品への交換が許される。

7. 車体

7-1 空力装置

フロント・リヤスポイラー・サイドスカート（サイドステップ）・リヤスカートおよび JAF 国内競技車両規則 **アクセサリー等の自動車部品** に示された空気流を調整するための部品を新たに装着・交換することができる。但しいずれの場合も下記に留意すること。

- ①最低地上高
- ②外縁は保安基準に適合しなければならない。（最前部半径は 5mm 以上、その他は半径 2.5mm 以上の形状を有すること）
- ③振動・衝撃等により緩みを生じないこと。（装着は適正な強度を有し、衝撃吸収構造を損なってはならない）
- ④当該年度 JAF 国内競技規則に定める「エア・スポイラーの構造基準」を満たすこと。
- ⑤リヤバンパーを変更する場合、車体下面への折り返し部は 30mm 以内とする。
- ⑥カナード等の突起物の装着は許されない。ただし、一体型はそれに含めない。
- ⑦リヤウイングは取付けステー、翼端板を含み外縁は半径 2.5mm 以上の R 形状を有していること。
- ⑧内部構造がむき出しにならないこと。

14. タイヤ規定

14-1 【 NS-1、2、3、4、5 クラス 】

使用出来るタイヤは公道走行用の市販品とし、スリップサインが出ておらず、かつ下表に該当しないタイヤとする。なおオーガナイザーはシーズン途中であっても使用不可と判断したタイヤを変更・追加することができ、その場合、本特別規則の改定またはブルテンを発行する。

メーカー名	ブランド名	品名等
クムホ	ECSTA	V710
フェデラル		FZ201
ナンカン	Sport Nex	AR-1
ハンコック	Ventus	TD、Z214
G-max	サーキットラジアル	2019、2022

メーカー名	ブランド名	品名等
HOOSIER		A6~7、R6~7

14-2 【 NS-1L、NS-3L、NS-4L クラス 】

使用出来るタイヤは、株式会社ブリヂストン・横浜ゴム株式会社・住友ゴム工業株式会社の3社により製造・販売される一般公道走行用の市販品とし、スリップサインが出ておらず4本全てが同銘柄で、かつ下表に該当しないタイヤとする。なおオーガナイザーはシーズン途中であっても使用不可と判断したタイヤを変更・追加することができ、その場合、本特別規則の改定またはブルテンを発行する。

メーカー名	ブランド名	品名等
ブリヂストン	POTENZA	RE-12D、RE-07D、RE-11S
横浜ゴム	ADVAN	A048、A050、A08B、A052
住友ゴム工業	DIREZZA	β02~05、β10、02G、03G、D93J、94R

14-3 ホイールの変更が許される。但し JATMA YEAR BOOK（日本タイヤ協会規格）に記載された、使用タイヤサイズに適合したものとし、JWLまたはVIAマークのある軽合金製とする。

14-4 ホイールスペーサーの使用は許されない。

14-5 ホイールナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイール端面からのみ出しは許されない。

15. ドライバー装備品

ドライバーは競技中、下記のドライバー装備品を着用しなければならない。また公式車両検査時に車両検査と同時に技術委員の検査を受けなければならない。

- 1) 国内競技車両規則第4編付則「スピード競技用ヘルメットに関する指導要綱」に従った競技用ヘルメット。
- 2) 皮膚の露出しない耐火炎性または皮製のグローブ（レーシンググローブ推奨）
- 3) 木綿製または耐火炎性の高い長袖、長ズボンの服装（レーシングスーツ推奨）
- 4) 活動的な運動靴等のシューズ（レーシングシューズ推奨）

16. 車載カメラ搭載について

本競技会の参加受付終了までに事務局へ申請書を提出し、公式車検時に検査を受けること。申請書の書式は大会名、クラス、カーNo.氏名（ドライバーノミネート）、使用目的を詳細に明記すること。また、署名捺印が無いものは受け付けない。公式車検以降の受付に関しては、別途¥10,500（税込）の手数料を申し受ける。なお、車載カメラにより撮影された映像は個人の観賞および学習を目的とした場合に限り使用が許される。

17. 競技番号、指定ステッカー

- 1) 競技番号は事務局が決定し、参加受付時に支給する。
- 2) 競技番号は公式車両検査までに、左右前部ドアに、はがれないよう確実に貼付しなければならない。
- 3) 大会スポンサーがある場合、オーガナイザーはスポンサーネームを交付する。そのステッカーは指定された場所へ公式車両検査までに貼付しなければならない。

18. 参加確認

大会当日は参加受付を実施する。参加受付時には次のものを提出、または提示しなければならない。

- 1) 正式参加受理書
- 2) 自動車運転免許証
- 3) FISCO ライセンス（レーシングコース）
- 4) JAF 公認部門（地方競技）の参加者は、2023年度有効な国内競技運転者許可証 A または B。

19. 公式車両検査

- 1) 参加車両は公式車両検査を車検場で受けなければならない。
- 2) 技術委員長は車両検査の結果、車両規定に適合していないと判定した場合、または安全でないと判断した場合、当該箇所について参加者に期限を定めて修正を命ずることができる。

- 3) 以下の場合は、参加料は返還されない。
- ①参加者が公式車両検査を受けない場合
 - ②定められた期限までに修正を完了できなかつた場合
 - ③技術委員長が行う再車検に応じない場合
 - ④検査の結果不合格の場合は失格とする。

20. ドライバーズブリーフィング

ドライバーは、ドライバーズブリーフィングおよび競技長が緊急に実施する臨時のドライバーズブリーフィングに出席しなければならない。ドライバーズブリーフィングに遅刻または欠席した場合は競技に出走することはできない。

21. 信号旗の意味

- 1) 国際モータースポーツ競技規則付則 H 項の規定に基づいて行う。

緑旗ポスト	規制解除（コースクリア）
黄旗 1 本振動	コース脇、またはコース上的一部分に危険箇所あり。速度を落として追い越し禁止。
2 本振動	コースが全面的、または部分的に塞がれているような危険箇所がある。速度を大幅に落として追い越し禁止。
赤の縦縞のある黄旗	走行路が滑りやすい。注意せよ。
白旗	トラック区間に低速走行車有り。
青旗	追い越し車両有り。直ちに進路を譲れ。
黒旗	表示されたゼッケン番号の車両は次の周にピットへ停車せよ。
オレンジ色の円形黒旗	車両に機械的欠陥有り。表示されたゼッケン番号の車両は次の周にピットへ停車せよ。
赤旗	競技の中止。直ちに速度を落とし、必要に応じて停車できる態勢でピットに戻ること。
チェックマーク	競技終了。チェックマーク後は追い越し禁止。

- 3) 信号合図に従わない場合は罰則が適用され、この判定に対する抗議は受けられない。

22. 競技に関する規定

- 1) 公式車両検査に合格したドライバーおよび参加車両のみコースインすることができる。
- 2) 走路は白線で明示される。ピット前はコンクリートウォールと白線の間をピットロード（走行路）、白線とピットの間を停車地帯に区分する。
- 3) 如何なる場合も正規の走路を走行している車両を妨げてはならない。4 輪全てが走路を逸脱した場合、コーナーのショートカット、ランオフエリアをそのまま走行してコースに復帰した場合等によりアドバンテージを得た判定された場合は、当該周回のタイムを抹消する。
- 4) ダンロップコーナーのエスケープロードに進入した場合は、エスケープロードを直進し、エスケープロードに設置されたシケインを安全な速度で通過した後、安全を確認した上でコースに戻ることが許される。
- 5) あらゆる走行は右回りとし、如何なる場合も逆方向に走行してはならず、規定外の走路を走行してはならない。
- 6) 走行をリタイヤする場合は最寄りのコース委員またはピット監視員にリタイヤ届けを提出しなければならない。
- 7) 走行中に他の援助（オフィシャル含む）を得た場合は当該ヒートのそれ以降のタイムを無効とする。
- 8) 第 1 ヒートの走行が著しく危険と判断された車両は第 2 ヒートの走行を認めない場合がある。
- 9) 競技役員の指示に従わなかった場合および参加者の遵守事項を守らなかった場合は失格とする。
- 10) 車両保管中、申告なしに競技車両を持ち出したり修理を行ったりした場合は失格とする。

23. 競技方法およびタイム計測

- 1) 競技は原則として 2 ヒート行う。但し、天候等の事情により第 1 ヒート終了の時点で競技を打ち切る場合がある。
- 2) スタートはピットエンドのシグナルが緑（点灯）によって 1 台ずつコースインするものとし、競技はベストラップタイムによるタイムトライアルとする。
- 3) ラップタイムは自動計測器にて 1/1,000 秒まで計測する。
- 4) タイム計測開始はコントロールブリッジのシグナル（緑点灯）により合図する。
- 5) 当該ヒート終了合図（チェックマーク）後はフィニッシュライン付近における止むを得ない場合を除き追い越しを禁止する。チェックマークを受けた車両はコースを 1 周し、速やかにパドックへ戻らなければならない（W チェックマークの禁止）。
- 6) 当該ヒートにおいて、走路外走行を行った周回がベストタイムの場合、公式記録から削除される。

24. ピットイン、ピットアウト

- 1) ピットローンは 60km/h に速度規制される。
- 2) ピットインする場合は方向指示器で合図して安全を確認しピットロードに進入すること。
- 3) ピットエリアにおいて後退ギアの使用は禁止される。
- 4) ピットイン、ピットアウトの際は如何なる場合もホワイトラインを跨いではならない。

25. 停車指示

競技続行が危険とみなされるドライバー、または参加車両について競技長はピットインを命ずるか、あるいは競技から除外することができる。

26. 競技の中止および再スタート

- 1) 安全確保のため緊急に競技を中止する場合

競技長は、事故などにより走路が塞がれ、または天候その他の理由により競技続行が不可能と判断した場合、赤旗を表示して競技を中断することができる。ドライバーは、赤旗が表示された場合、直ちに停止できる速度でピットへ移動し、指定された停車地帯へ車両を止めなければならない。競技は進行状況により赤旗中断から終了となる場合がある。

- 2) 競技中断後の再スタート

コースがクリアになった場合、競技は再開され、ピットエンドのシグナル（緑点灯）により 1 台ずつコースインするものとし、コントロールブリッジのシグナル（緑点灯）によりタイム計測を再開する。当該ヒートの残りの競技時間については競技長が決定する。

27. 順位の判定

- 1) 1 ヒート 20 分のタイムアタックを 2 回を行い、2 ヒートのベストラップタイムを競技者の成績とし、順位を決定する。
- 2) 2 台以上の車両が同一のベストラップを記録した場合は以下の順に決定する。
 - ①セカンドタイムの良好なもの
 - ②ベストタイムを先に計測したもの
 - ③競技会審査委員会の決定による

28. 車両保管

- 1) ドライバーは第 2 ヒート走行終了後、速やかに参加車両を車両保管場所に移動させること。正式結果発表までは、その場所に保管される。車両保管場所に移動しない場合は、順位認定の対象とならない。
- 2) 競技会審査委員会の許可がない限り、競技役員以外が車両保管場所へ立ち入ることは禁止される。

29. 再車両検査

競技終了後、上位入賞車両および抗議対象車両について車両の分解、検査等の再検査を行う場合がある。技術委員長が再車検を行う場合は、参加者もしくはその代理人が責任を持って車両の分解、組立てを行うものとする。

30. 賞典の対象および賞の制限

- 1) JAF 公認部門 全クラス 1 位～3 位
- 2) クローズド部門 全クラス 1 位～3 位
- 3) 賞典の制限
参加台数が少ない場合は、次のとおり賞典を制限する。

参加台数	対象
2～3 台	1 位まで
4～5 台	2 位まで
6 台以上	3 位まで

31. シリーズポイントに関して

- 1) 各クラスのシリーズポイント制限は以下のとおりとする。

参加台数	ポイント対象	第1戦・第2戦	
		順位	ポイント
2台	1位まで	1位	10
3台	2位まで	2位	8
4台	3位まで	3位	6
5台	4位まで	4位	4
6台	5位まで	5位	2
7台以上	6位まで	6位	1

※参加台数が2台未満のため1つ上の高排気量クラスに統合された場合、獲得したポイントは統合されたクラスで有効とする。

※獲得した全てのポイントが有効ポイントとなる。

※複数のドライバーが同一の合計ポイントであった場合、最終戦における順位によって上位者を決定する。同一ポイントの両者が最終戦を欠場した場合は第2戦、第1戦と遡り順位によって上位者を決定する。

32. シリーズ賞典

「31.シリーズポイントに関して」より、各クラスのシリーズポイントランキング上位3名にシリーズ賞典を与える。シリーズポイント獲得者が2名のクラスは上位者へ、シリーズポイント獲得者が1名のクラスはシリーズ賞典外とする。

※参加台数が2台未満のため1つ上の高排気量クラスに統合された場合、獲得したポイントは統合されたクラスで有効とする。

※獲得した全てのポイントが有効ポイントとなる。

※複数のドライバーの合計ポイントが同一であった場合、最終戦における順位が上位である方を上位者とする。同一ポイントの両者が最終戦を欠場した場合は第2戦、第1戦と遡り順位によって上位者を決定する。

※各クラスのコースレコードは、2013年以降に記録したタイムとする。コースレコードの更新については、シリーズ最終戦終了時において、レコードタイムを保持しているドライバーのみ対象とする。なお、当該年に更新されなかった場合は、ポイント付与の対象とはならない。

33. 損害の補償

- 1) 参加者およびドライバーは、参加申込により以下の事柄について同意したものとみなされる。
 - ①オーガナイザー、競技役員、コース所有者が一切の損害賠償責任を免除されていること。
 - ②参加車両またはその付属品が破損した場合、理由の如何を問わず、その責任は参加者またはドライバーが負うこと。
 - ③参加者、ドライバーまたはそのチーム関係者が会場施設、競技運営器物、競技運営車両、人身へ損害を与えた場合、理由の如何を問わず、全責任を負うこと。
- 2) 参加者は、前記①ないし③について、そのチーム関係者に対し説明し、同意させなければならない。

34. 抗議

- 1) 参加者は不當に処遇されていると判断した時は、国内競技規則に従って抗議をすることができる。ただし、審判員の判定、使用コース、計時装置に関する抗議は受けられない。
- 2) 参加車両に対する抗議は、抗議対象とする箇所を明確にした文書にて事務局に提出しなければならない。抗議によって必要とされる車両分解費用等は、その抗議が否決された場合は抗議提出者、成立した場合は抗議対象者が支払わなければならない。また、抗議提出者はその費用全額を負担することを抗議申請時に保証しなければならない。

35. 大会の成立

本競技会は第1ヒートが終了した時点で成立したものとする。

36. 競技会の延期、中止、短縮、合併、分離

- 1) 保安上、または不可抗力のため競技会の実施、あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により

- 競技会の延期、中止および短縮を行う。中止の場合は参加料を返還する。
- 2) 短縮の場合はクラスごとに順位の判定ができる限り当該クラスは成立したものとする。

37. 参加者の遵守事項

参加者およびその関係者は競技会を通じて次の事項を守らなければならない。
国際モータースポーツ競技規則、同付則、国内競技規則、同付則および本特別規則、競技運営上のあらゆる規定、競技役員の指示に従うものとする。これらに違反するものは競技会審査委員会の決定により JAF に提議され、資格停止処分以上の罰則が適用される場合がある。

38. 競技役員

組織委員長	森谷 昌弘
組織委員	長田 誠記
組織委員	関 敦子
審査委員長	市川 洋夫
審査委員	小野 泰徳
競技長	横山 達哉
事務局長	山田 亮太

※その他の競技役員および変更については公式通知に示す

39. 本規則の違反（罰則）

本特別規則に対する違反の罰則宣告は競技会審査委員会が行い、訓戒、罰金、タイムの加算、失格等がその違反の軽重に応じて適用される。

本規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。